

香取市中小企業者事業継続支援金申請要項 【令和2年9月1日改訂版】

【申請受付期間】

令和2年9月1日（火）～令和3年1月15日（金）

【申請・相談窓口】

香取市役所 商工観光課

（電話）0478-50-1234

又は0478-50-1212

（受付時間）午前8時30分～午後5時15分

（土・日・祝日、年末年始を除く。）

【受付方法】

1 申請書類の提出

郵送（簡易書留など郵便物が追跡可能な郵便方法をお勧めします）又は持参による。申請書類を次の宛先に郵送又は持参することで申請できます。

郵送の場合は令和3年1月15日の消印まで有効。

（提出先）〒287-8501 千葉県香取市佐原口2127
香取市役所 商工観光課
事業継続支援金担当

2 申請要件や添付書類の確認

香取市では、本支援金が適切に行われるよう、申請要件を満たしているか添付書類が十分かなどについて申請書類の確認を行います。このため、追加書類の提出を求めたり、確認のための連絡をすることがあり、支給まで時間を要する場合があります。

ご不明な点は、上記の相談窓口まで、ご連絡ください。

支援金の概要

1. 目的

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業活動に支障を生じている市内の中小企業等に対し、事業の継続を支援するため、香取市中小企業者事業継続支援金（以下「支援金」といいます。）を支給します。

2. 支給額

申請要件を満たす中小企業者に対し、香取市内に所在する事業所()の数に応じて、以下の額を支給します。なお、申請は1事業者につき1回限りとなります。

- (1) 市内の事業所が1カ所の場合 10万円
- (2) 市内の事業所が2カ所の場合 20万円
- (3) 市内の事業所が3カ所以上の場合 30万円

()本支援金に対象となる「事業所」とは、専属配置の従業員や電話・OA機器等の設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が常時行われている施設を対象とします（市内の本店・本社等のほか、別に市内に所在する支店や店舗等が対象で、事業の付属的な施設は対象となりません）。

申請要件

香取市中小企業者事業継続支援金交付要綱第3条の規定する下記の(1)~(7)の要件を全て満たしている必要があります。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項における会社及び個人 1（以下、中小企業者という。）のうち、以下 2に掲げる業種を営む者であること。

1 中小企業者の範囲（中小企業基本法による定義）

業種	下記のいずれかを満たすこと	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
製造業 建設業 運輸業 その他業種（ ~ を除く）	3億円以下	300人以下

2 支給対象となる業種

中小企業基本 法上の類型	日本標準産業分類上の分類 (第13回改定(平成26年4月1日施行))
卸売業	大分類I(卸売業、小売業)のうち卸売業
小売業	大分類I(卸売業、小売業)のうち小売業 大分類M(宿泊業、飲食サービス業)のうち 中分類76(飲食店)、中分類77(持ち帰り・配達飲食サービス業)
サービス業	大分類G(情報通信業)のうち 中分類38(放送業)、中分類39(情報サービス業)、 小分類411(映像情報制作・配給業)、小分類412(音声情報制作業)、小分類415(広告制作業)、小分類416(映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業) 大分類K(不動産業、物品賃貸業)のうち 小分類693(駐車場業)、中分類70(物品賃貸業) 大分類L(学術研究、専門・技術サービス業) 大分類M(宿泊業、飲食サービス業)のうち中分類75(宿泊業) 大分類N(生活関連サービス業、娯楽業) 小分類791(旅行業)除く 大分類O(教育、学習支援業) 大分類P(医療、福祉) 大分類Q(複合サービス事業) 大分類R(サービス業<他に分類されないもの>)
製造業、 建設業、 運輸業 その他業種 (~ を除く)	大分類C(鉱業、採石業、砂利採取業) 大分類D(建設業) 大分類E(製造業) 大分類F(電気・ガス・熱供給・水道業) 大分類G(情報通信業) 業種を除く 大分類H(運輸業、郵便業) 大分類J(金融業、保険業) 大分類K(不動産業、物品賃貸業) 業種を除く 大分類M(宿泊業、飲食サービス業) 業種を除く 大分類N(生活関連サービス業、娯楽業)のうち小分類791(旅行業)

3 以下に該当する法人は、支給の対象とはなりません。(中小企業基本法による定義)

社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動(NPO)法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、宗教法人、農事組合法人、農業法人(ただし、会社法の会社又は有限会社は対象)、有限責任事業組合(LLP) 組合(農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等)

4 以下に該当する法人は、支給の対象となります。(中小企業基本法による定義)

株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、(特例)有限会社(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)、弁護士法に基づく弁護士法人、公認会計士法に基づく監査法人、税理士法に基づく税理士法人、行政書士法に基づく行政書士法人、司法書士法に基づく司法書士法人、弁理士法に基づく特許業務法人、社会保険労務士法に基づく社会保険労務士法人、土地家屋調査士法に基づく土地家屋調査士法人

(2) 新型コロナウイルス感染症の拡大により、売上高が前年同月（令和2年1月から令和2年12月の内、任意のひと月）と比較して50%以上減少していること。

上記の比較が困難な白色申告している個人事業主の方や平成31年4月から令和元年12月の間に創業した中小企業者の場合などは、前年の売上総額から月の平均売上額を求めた額との比較となりますので、ご不明な点は、相談窓口までお問い合わせください。

給与・年金・不動産・農業等の収入があり、副業(注)として行う事業や世帯主等の扶養の範囲内で行う事業は対象となりません。

注：副業判定の基準：前年度の事業収入が、給与・年金・不動産・農業等の収入合計の1/3以下であり、かつ前年に創業した場合を除き、前年の年間収入（売上）が65万円以下の場合に副業と判定します。

(3) 香取市内に「主たる事業所」を有する()中小企業者であること。

() ・法人の場合は、法人税の確定申告書別表一に記載された納税地。

・個人事業者（青色申告）の場合は、所得税の青色申告決算書に記載された事業所所在地。

・個人事業者（白色申告）の場合は、所得税の収支内訳書に記載された事業所所在地。

(4) 事業内容が公の秩序若しくは善良の風俗を害することとなるおそれがないこと。

(5) 事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していること。

(6) 香取市暴力団排除条例（平成24年香取市条例第3号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。

(7) 香取市飲食店等緊急支援金交付要綱に基づく支援金を受けていないこと。

申請手続き

1 申請受付期間

令和2年9月1日（火）から令和3年1月15日（金）まで

2 申請方法

窓口への提出または郵送による。**郵送**の場合は、申請書類等の配達を確認いただくため、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法での郵送をお勧めします。なお、郵送の場合は、令和3年1月15日の消印まで有効とします。

**（宛先）〒287-8501 千葉県香取市佐原口2127
香取市役所 商工観光課
事業継続支援金 担当**

3 本支援金の申請書類の入手方法

(1) 香取市のホームページからダウンロード

香取市のトップページから「農業・産業→商工業の振興→香取市独自の中小企業支援策について」に進むとダウンロードできます。

URL:http://www.city.katori.lg.jp/nogyo_sangyo/shokogyo/koronadokujisien.html

(2) 香取市役所等での配付

香取市役所の本庁及び各支所での配付のほか、佐原商工会議所及び香取市商工会で配布します。

4 申請書類は「別表」に記載した申請書類を提出してください。

必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。

また、申請書類の返却はいたしません。

5 本支援金に関する問い合わせ先

香取市生活経済部商工観光課商工企業誘致班

0478-50-1234 又は 0478-50-1212

6 審査

受け付けた書類については、記載事項に誤りや不足がないか、添付書類に不足がないかを事務局で審査します。書類の不足や記載に誤りがあった場合には、事務局から電話又はメールにて確認をさせていただく場合があります。

7 支給の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められるときは支援金を支給します。

8 通知

(1) 申請書類を受理した後、本支援金を支給する旨の決定をしたときは、後日、支給に関する通知を発送いたします。

(2) 申請書類の審査の結果、支給要件に該当しないなどの理由で本支援金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、不支給に関する通知を発送いたします。

その他

1 本支援金の支給後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合、市は申請者に支援金の返金を要求します。

2 本支援金支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、香取市は、対象施設の営業状況や運営等の再開状況に関する検査、報告等を求めることがあります。

香取市中小企業者事業継続支援金交付申請書(請求書)

令和2年 〇月 〇日

香取市長 様

申請者 住所(所在地) 〇〇市〇〇××番地×

氏名(名称及び代表者の氏名)

〇〇 〇〇 印

香取市中小企業者事業継続支援金の交付を受けたいので、同助成金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請(請求)します。

申請内容等を確認する必要があるの
で、日中連絡が可能な電話番号を記載

主な事業の内容及び日本標準
産業分類における大分類を記載

1 申請者

主たる事業所 が香取市内 であること。	フリガナ	ショウ	ン	営業 内容 (業種)	生活雑貨等の
	事業者名	商店			販売
主たる事業所の所在地 (住所)	〒××× ×××× 香取市 ××番地×			担当者 氏名	部 〇〇 〇〇 は省略可
連絡先電話番号	090 (××)××××		E-mail	〇@〇〇〇〇.jp	

2 該当する交付要件

前年同月比50%以下の売上となった任意のひと月を記載

(1) 売上の 情報	令和年	売上が減少した月	5月	売上高	300,000	円	減少率	
	前年	比較対象月(1)	5月	売上高	1,000,000	円	70.00	%
(2) 事業所 の情報	事業所(店舗)名		所在地			小数点第2位まで		
	1	商店	香取市	×	×	従業者や設備を有して、物の		
	2	〇〇教室	香取市	×	×	生産や販売、サービスの提供		
	3		香取市	が継続的に行われている施設				

(1)平成1年 月以降創業した場合や個人事業主で白色申告の場合等は、前年の売上総額を営業した月数で按分した月平均額を前年の売上高の欄に記載(創業した場合の開業後月数は、営業日数にかかわらず、1か月とみなします。)

3 申請(請求)する金額(2)

200,000 円

上記
2 箇所の場合は200,000 円、3 箇所の場合は300,000 円と記載

4 振込先口座

金融機関名	〇〇		銀行・信用金庫・信用組合・農協						
支店名								本店・支店・支所・出張所	
種別	普通	当座	口座番号	×	×	×	×	×	×
(フリガナ)	マルマル		法人の場合は、申請する法人名義。個人事業						
口座名義	主の場合は、申請者本人名義の口座。								

<添付書類>...必ず添付書類を確認の上、封入したものにチェックをしてください(返却はできません)。

- (1)誓約書(第2号様式)
- (2)身分証明書の写し(個人事業主のみ)
- (3)口座の通帳の表紙及び表紙裏面の写し(口座番号及び名義人氏名(フリガナ含む)が確認できる箇所)
- (4)直近の確定申告書類等の控えの写し(受付印のあるもの)
- (5)減収月と前年同月の売上額を確認できる帳簿の写し(任意の様式)
- (6)持続化給付金の給付通知書の写し(5,を添付省略の場合)

第2号様式（第5条第1号）

誓約書

私（当社）は、香取市中小企業者事業継続支援金の交付を申請するにあたり、下記の内容について誓約します。

記

- 1 香取市中小企業者事業継続支援金交付要綱第3条に規定する要件をすべて満たしています。
- 2 申請書に記載された内容は事実と相違ありません。また、虚偽等があった場合は、支援金の返還に異議なく応じます。
- 3 香取市から、現地調査、聴取調査、是正のための措置の求め等があった場合は、速やかにこれに応じます。

以上

令和2年 ○月○○日

住所（所在地）

千葉県香取市○○××番地×

氏名（名称及び代表者の氏名）

株式会社 代表取締役社長 ○○ 印

ゴム印等を使用せず、法人の代表者又は個人事業主が自署してください。

(別表)

申請書類について

1 香取市中小企業者事業継続支援金交付申請書（請求書）（様式1）
2 誓約書（様式2） 誓約書にある所在地、名称などの欄は、必ず自署でお願いします。
3 振込先口座がわかる通帳の写し 振込口座は申請者ご本人の口座に限ります（法人の場合は当該法人の口座）。 表紙及び裏面の口座名義や口座番号等が記入されているページの 写し（通帳を開いた 2 ページ目等の写し）。
4 本人確認書類【個人事業主の場合のみ】 本人確認のため、次のいずれかの書類等の写しを提出してください。 運転免許証、パスポート、健康保険証 等
5 前年確定申告書の写し 令和元年分の確定申告書の控えの写し （法人の場合）・法人税の確定申告書別表一の写し（1枚） ・法人税事業概況説明書の写し（1枚目と2枚目） （個人の場合）・所得税の確定申告書第一表の写し（1枚） ・所得税の青色決算書の写し（1枚目と2枚目） （白色申告の方等は所得税の収支内訳書の写し（1枚）） 平成31年4月1日以降に創業した場合は、法人の設立等報告書又は個人 の開業届を提出してください。
6 減収月の売上台帳等の写し（任意様式）（ 持続化給付金の給付通知 書の写しがある場合は添付省略可） 様式の指定はありません。経理ソフト等からの抽出データや表計算ソフトの データ、手書きの売上帳などでも結構です。ただし、提出するデータが、対象 月の事業収入であることが確認できる資料としてください（「令和2年 月」 と明確に記載されている等）。
7 持続化給付金給付通知書の写し 上記「6」の書類の添付を省略する場合は、給付通知書の写しが必要となり ます。